

# 高槻市市内一円街路樹等灌水業務委託（仕様書）

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本仕様書は、高槻市市内一円街路樹等灌水業務委託の仕様書である。

### 第2条 基本的事項

本業務は、本仕様書並びに大阪府都市整備部監修の「委託役務業務必携」に従い業務を行うこと。（ただし、1-1-6第3項は適用除外とし、建設業法第二十六条に定める主任技術者と同等の資格を有する者を配置すること。）また、委託役務業務必携に特に定めがない事項については、「土木請負工事必携」（大阪府都市整備部）の規定によること。ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以後、府契約書という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

## 第2章 街路樹等灌水業務

### 第1条 予定数量

業種	予定数量	単位
街路樹等灌水作業	9,100	m <sup>2</sup>

### 第2条 業務対象路線

1. 阪急北側線
2. 阪急南側線
3. 花林苑1号線
4. 南平台日吉台3号線
5. 富田丘町20号線
6. 南平台中央線
7. 真上芥川線
8. 紫町2号線
9. 城北町112号線
10. 上牧駅前線ほか
11. その他監督職員の指示する場所

詳細な箇所については、別紙位置図を参照すること。

### 第3条 施工

1. 灌水頻度は、週2回を基本とし監督職員の指示に従い、業務対象路線について無駄なく、かつ時期を失わないよう業務を実施するものとする。なお、回数については、天候や土壌状態等を勘案し調整を行うものとする。
2. 作業時間は、日中の作業は避け、朝夕に作業すること。
3. 灌水量は、以下を目安とする。

植物種別	灌水量
中木(1本あたり)	10L
高木(1本あたり)	20L

4. 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないよう作業し、危険防止の対策を講じなければならない。
5. 受注者は、道路施設の状況を把握して、道路施設に損傷を与えないよう作業しなければならない。
6. 灌水作業車は、作業中においては、時速5km以下で走行すること。
7. 灌水に使用する水は、高槻水みらいセンターの下水処理水を使用すること。

### 第4条 写真管理

1. A4版用紙で統一すること。
2. 通し番号を記入すること。
3. 路線名を記入すること。
4. 着手前、作業中、完了の3種類。
5. 使用数量が明確にわかるようにすること。
6. 全てカラー写真とする。

### 第5条 提出書類

受注者は、下記の書類を提出するものとする。

1. 契約締結時
  - (1)管理技術者届
  - (2)管理技術者経歴書及び資格証の写し
  - (3)工程表
  - (4)業務委託料内訳書
  - (5)退職金制度等に係る書類
  - (6)賠償責任保険(第三者損害保険)の写し
  - (7)暴力団排除に関する誓約書 一般用
  - (8)災保険加入証明願
  - (9)監督職員より指示のあった関係書類

## 2. 完了時

- (1) 請求書
- (2) 完了届
- (3) 完了内訳書
- (4) 引渡書
- (5) 写真
- (6) 監督職員より指示のあった関連書類

## 第6条 支払い

全ての業務完了後に、一括払いとする。

## 第7条 その他

1. 特に、通行人、通行車両の多い場所での作業は安全対策を徹底すること。
2. 受注者は、作業中に施設を損傷した場合は、原因者において復旧又は、補修を行い監督職員に報告するものとする。
3. 受注者は、当該業務を行うと共に施設の損傷確認を行うこと。
4. この仕様書に定めない事項については、速やかに監督職員に連絡し協議を行うこと。
5. 設計図書及び見積参考図書は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは設計図書(仕様書、数量総括表、質問回答書)以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。